

四 浦 西	高 美 堂	1989 の 1、1991 の 1 の一部、1992 の 1 の一部、1995 の 1、1996 の 1、1996 の 3、1998 の 1、2000、2001、2002 の 1、2002 の 2、2003、2004 の 1、2004 の 2、2005、2007、2008、2033 の 1、2034 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	四 浦 西	田 尾
四 浦 西	田 尾	2307 の 1 の一部、2310 の 2 の一部、2317 の一部、2322 の 1 の一部、2324 の 1 の一部、2325 の一部、2326 の 1 の一部、2327 の 1 の一部、2327 の 3 の一部、2329 の 1 の一部、2330 の 1 の一部、2331 の 1、2332 の 1、2333 の 1、2334 の 1、2335 の 1、2336 の 1、2337 の 1、2337 の 2、2338、2339、2340 の 1、2340 の 2、2341 の一部、2342 の 1 の一部、2353 の一部、2403 の一部、2404 の 1、2404 の 2、2405 の 1、2405 の 2、2407、2408 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	四 浦 西	除 ヶ 添

熊本県告示第 784 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨河浦町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 14 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
今 田	五 反 田	298 の 1 の一部、299 の 1 及びこれらの区域に隣接する道路・水路である国有地の全部	今 田	上 ノ 原
今 田	高 添	313 の 8	今 田	上 ノ 原
今 田	高 添	310 の一部、331 の一部、332 の 1 の一部、332 の 2 の一部、333 の 1 の一部、334、335 の一部、336 の 1、336 の 2	今 田	五 反 田
今 田	五 反 田	298 の 1 の一部、302 の 1 の一部、303 の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部並びに 302 の 1 の地先の道路である国有地の一部	今 田	高 添
今 田	上 ノ 原	398 の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の全部	今 田	高 添
今 田	段 ノ 原	字高添 335、337、342、344 の 1 に隣接する水路である国有地の一部	今 田	高 添

熊本県告示第 785 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 10 月 11 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 10 月 11 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	日田鹿本線	鹿本郡菊鹿町大字矢谷字水正平 641番地先から 同所 字中村 121番3地先まで	713.8	緊道整
一般県道	大浜小天線	玉名郡横島町大字横島字神崎尻 10218番1地先から 同所 同字 10188番1地先まで	250.0	単道改

## 2 供用開始する期日 平成14年10月11日

熊本県告示第786号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年10月11日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮谷義子

## 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	大津植木線	菊池郡菊陽町大字原水 4127番地先から 同所 同字 4125番地先まで	95.0	緊道整
"	"	菊池郡菊陽町大字原水 4366番地先から 同所 同字 4504番地先まで	270.0	"
"	"	菊池郡菊陽町大字原水 4755番地先から 同所 同字 4798番地先まで	270.0	"

## 2 供用開始する期日 平成14年10月12日

熊本県告示第787号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成14年10月11日から60日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮谷義子

## 1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名山鹿線	玉名市大字玉名字平城 4356番1地先から 同所 大字上小田字反目 1163番5地先まで	390.0	緊道整

## 2 供用開始する期日 平成14年10月21日

熊本県告示第788号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションむつみ 荒尾市荒尾317-1	医療法人社団昭和会	平成14年10月1日

熊本県告示第789号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
カインド介護クラブ 熊本市大窪五丁目12番5号	有限会社 マルジン	平成14年10月3日

## 公 告

熊本県公告第764号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条の規定及び熊本県物品等又は特定調達手続に関する規則(平成7年規則第80号)第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 借入物品及び数量  
県税事務総合オンラインシステム端末装置(32台)及び周辺機器 一式
- 2 契約方式  
一般競争入札
- 3 落札者決定日  
平成14年9月13日
- 4 落札者の氏名及び住所  
肥銀リース株式会社  
熊本市国府一丁目20番1号
- 5 落札価格(一か月当たりの賃借料)  
966,000円(うち消費税及び地方消費税の合計額 46,000円)
- 6 入札公告日  
平成14年8月2日
- 7 落札方式  
最低価格
- 8 契約に関する事務を担当する部局の名称  
熊本県総務部税務課管理班(熊本県庁行政棟本館3階)  
郵便番号 862 - 8570 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
電話番号 096 - 383 - 1111 内線 3365、3368

熊本県公告第765号

平成14年6月7日に提出された大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂八代店

- 熊本県八代市本野町字西道善寺 2301 - 1
- 2 市町村意見の概要  
届出に対する意見はない。
  - 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室  
平成14年10月11日から平成14年11月10日まで

## 熊本県公告第766号

平成14年6月7日に提出された大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に基づく届出に対し、同法第8条第1項の規定により八代市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニコニコ堂横手店  
熊本県八代市横手町源代 1152
- 2 市町村意見の概要  
届出に対する意見はない。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局振興調整室  
平成14年10月11日から平成14年11月10日まで

## 熊本県公告第767号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付資料を縦覧に供する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングプラザ菊陽  
熊本県菊池郡菊陽町津久礼 2474 番地
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前10時 閉店時刻午後9時  
変更後 開店時刻午前9時 閉店時刻午前0時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前9時から午後10時まで  
変更後 午前8時から午前0時30分まで
- 3 変更する年月日  
平成14年11月1日
- 4 変更に係る事項以外の届出事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
九州ジャスコ株式会社ほか 28
  - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
17,205 平方メートル
  - (3) 駐車場の収容台数  
1,354 台
  - (4) 駐輪場の収容台数  
207 台
  - (5) 荷さばき施設の面積  
194 平方メートル
  - (6) 廃棄物等の保管施設の容量  
354 立法メートル
  - (7) 駐車場の自動車の出入口の数  
18 か所
  - (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 5 届出年月日  
平成14年9月19日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室  
平成14年10月11日から平成15年2月10日まで

## 熊本県公告第768号

平成14年9月2日熊本県公告第703号（平成14年度後期技能検定の実施）の一部を次のように改める。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1の(2)中「塗装（鋼橋塗装作業に係るものに限る。）」の次に「、舞台機構調整」を加える。

3の(1)のアの表検定実施職種の欄中「塗装」の次に「、舞台機構調整」を加える。

3の(2)のイの表中「特級」の項の前に次の1項を加える。

1級及び2級	舞台機構調整	平成15年2月5日
--------	--------	-----------

## 熊本県公告第769号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請年月日

平成14年9月3日

2 名称

特定非営利活動法人きらきら

3 代表者の氏名

山田 博美

4 主たる事務所の所在地

熊本県玉名市繁根木544-3

5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者をはじめ障害児（者）等が地域で自立生活できる社会の実現を図るため、障害児者の自立生活に関する事業や障害者、高齢者がくらしやすいまちづくりに関する事業、子供の健全育成を図る事業等を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与する事を目的とする。

## 熊本県公告第770号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 申請年月日

平成14年9月12日

2 名称

特定非営利活動法人日本の赤十字活動発祥の地を顕彰する会

3 代表者の氏名

柏木 明

4 主たる事務所の所在地

熊本県熊本市室園町12番53号

5 定款に記載された目的

この法人は不特定多数の者に対して、日本の赤十字活動発祥の地の顕彰に関する事業を行い「博愛と人道」の精神がさらに敷衍し、社会の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

## 熊本県公告第771号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条の規定に基づき、平成14年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 試験を実施する期日

平成14年11月8日

2 試験を実施する場所

熊本勤労者総合福祉センター（熊本テルサ）

熊本市水前寺公園28-51

3 受験願書提出期間

平成14年10月11日から平成14年10月25日まで（県の休日を除く。）

なお、受付時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

4 受験願書の提出先

熊本県商工観光労働部工業振興課資源班

熊本市水前寺六丁目18番1号

- 5 試験科目及び試験時間  
試験は、筆記試験によるものとする。
  - (1) 試験科目
    - ア 砂利の採取に関する法令
    - イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
  - (2) 試験時間  
試験開始は、午前10時とし、試験時間は、2時間とする。
- 6 提出書類
  - (1) 業務主任者試験受験願書（願書は、熊本県商工観光労働部工業振興課資源班に請求すること。）
  - (2) 写真（縦12センチメートル、横8センチメートルとし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）
- 7 受験手数料  
受験願書に熊本県収入証紙（8千円）をはり、納付すること。

熊本県公告第772号  
県有財産を次のとおり売却する。  
平成14年10月11日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 物件の表示
 

土地	熊本市水前寺四丁目450番1
	宅地 428.28平方メートル（実測）
建物	熊本市水前寺四丁目450番1
	住宅 木造2階建 延床面積133.87平方メートル
	物置 コンクリートブロック造平屋 面積6.93平方メートル
- 2 入札期日  
平成14年10月30日 午後1時30分
- 3 入札場所  
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階第1共用会議室
- 4 売却参考価格  
46,700,000円
- 5 入札保証金  
入札金額の100分の5以上を納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。  
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 6 開札期日 入札終了後即時
- 7 入札説明会  
次の日時及び場所で行う。  
日時 平成14年10月22日 午後1時30分から  
場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館10階第1共用会議室
- 8 契約保証金  
契約金額の100分の10以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。
- 9 入札参加資格  
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
  - (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ないもの
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
- 10 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。  
提出期限 平成14年10月28日 午後5時まで  
提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 11 入札に参加しようとする者は、10の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。
  - (1) 個人の場合 印鑑証明書
  - (2) 法人の場合 印鑑証明書
  - (3) 代理人が参加する場合（1）又は（2）に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書
- 12 その他
  - (1) 契約締結期限 平成14年11月6日
  - (2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
  - (3) 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館2階 熊本県総務部管財課
  - (4) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭

- 和60年熊本県規則第11号)等を承知のうえ入札するものとする。  
 (5) 問い合わせ先  
 熊本県総務部管財課(電話 096-383-1111 内線 3309)

登載依頼

八代地域保健医療推進協議会公告第1号

八代地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。  
 なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成14年10月11日

八代地域保健医療推進協議会 会長 重本 弘文

- 1 開催日時  
平成14年10月17日(木) 午後2時30分から午後5時まで
- 2 開催場所  
熊本県八代総合庁舎 5階 大会議室
- 3 議題  
 (1) 第4次八代地域保健医療計画の策定について  
 (2) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
 (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
 八代市西片町1660番地  
 八代地域保健医療推進協議会事務局(熊本県八代保健所総務企画課)  
 (電話 0965-33-3111 内線 3012)

正 誤

平成14年7月17日熊本県告示第572号(熊本県地域総合整備資金貸付要項の一部を改正する要項)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
4	13	附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。 2 平成13年4月1日	附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。 4 平成13年4月1日

平成14年5月24日熊本県公安委員会規則第7号(熊本県道路交通規則の一部を改正する規則)中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
10	29	」に改め、同項の表を削る。 別表第2技能教習用自動車の項2の表中	」に改め、同表技能教習用自動車の項2の表中